モバイル市場の競争環境に関する研究会(第24回)

- 1 日時 令和2年2月18日(火) 10:00~11:10
- 2 場所 総務省第1会議室(合同庁舎2号館10階)
- 3 出席者

○構成員

新美座長、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、関口構成員、長田構成員、 西村(真)構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総務課長、大村料金サービス課長、 梅村消費者行政第一課長、廣瀬番号企画室長、中村料金サービス課企画官、田中移動通 信課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、モバイル市場の競争環境に関する研究会第24回会合を開催いたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、冒頭にカメラ撮りの時間が設けられておりますので、ご了承いただきますようお 願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事次第をご覧いただければと思いますが、 昨年12月25日の会合の後、12月27日から1月24日までの間、本研究会の「最終報告書(案)」につきましてパブリックコメントを行わせていただきました。この結果、24 件のご意見が提出されております。

本日は、パブリックコメントにおいて提出された意見の内容を確認しまして、それら意見に対する本研究会の考え方及び意見を踏まえた最終報告書(案)の修正の要否についてご議論いただきたいと考えております。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思いますので、カメラ撮

りの方はご退出をよろしくお願い申し上げます。

(カメラ退出)

【新美座長】 それでは、議事次第の議事の1、寄せられたパブリックコメントに対する 我々の研究会の考え方、それから、最終報告書(案)に対する検討ということで、事務局か らご説明をよろしくお願いします。

【仲田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料の1「モバイル市場の競争環境に関する研究会最終報告書(案)に対する意見募集結果」をご覧ください。

意見提出件数は計24件でして、そのうち法人・団体は9件、個人からは15件ございました。寄せられたご意見の紹介をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。最終報告書(案)の第1章、「はじめに」に対するご意見でございますが、賛同のご意見を個人の方からいただいておりますのと、ソフトバンク株式会社からのMNO各社の料金プランは、自社戦略等に応じた特色があり、「横並び」という評価は適切でないというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、一部の事業者においては、改正電気通信事業法の趣旨を踏まえ、期間拘束のない料金プランを出す等の動きがあるものの、依然として、各社の多段階型の料金プランが類似の料金水準で設定されているなどの状況も見られるところであり、原案を維持することとしますとさせていただいております。

続きまして、意見1-3、海外比較をすると、必ずしも日本の通信料金が高止まりしているとは言えないというご意見がソフトバンク株式会社から寄せられています。

こちらに対する考え方でございますが、「電気通信サービスに係る内外価格差調査」におきまして、ユーザシェアが最も高い事業者の料金を比較した場合には、日本が高い傾向にあること、また、MNO3社中最も安いポストペイド型の一般利用者向けの料金を比較した場合にも中高位の傾向であるとの結果だったことを踏まえると、他国との比較において利用者料金が高水準であると考えるため、原案を維持することとさせていただいております。

なお、今後、評価・検証を行うに当たっては、通信料金、提供されるサービスの品質、サポートの内容など多角的な観点から行うことが望ましいと考えますとさせていただいております。

続きまして、最終報告書(案)の第2章「利用者料金に関する事項」についてのご意見で ございます。

まず、改正法の施行に関して、意見2-2-1では、楽天モバイル株式会社、個人の方か

ら賛同のご意見をいただいております。

ページをおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。意見2-2-2、株式会社NTTドコモから、通信方式の変更に係る特例の適用において、他社からの移行での利益の提供を自社からの移行よりも有利に設定することを禁止すべきというご意見をいただいております。

これに関しまして、考え方におきましては、この特例は、その趣旨に鑑み、自社の利用者に対する利益の提供額を他社の利用者に対する利益の提供額が上回ることなどがないようにすることが適当と考えますとさせていただいております。

続きまして、意見2-2-3です。ソフトバンク株式会社から、販売代理店への手数料については営業戦略そのものであり、こうした領域への規制による方向づけは事業者の自由な事業活動を阻害する懸念があるため、原則として市場原理に委ねるべきというご意見をいただいております。

このご意見に対して、考え方でございますが、販売代理店への手数料体系については、各 社の営業戦略にかかわるものであることはご意見のとおりですが、手数料体系は販売代理 店のあり方に直接的に影響するものであり、また、設定される手数料によっては、販売代理 店が利用者の利用実態にそぐわないサービス等の締結を進めるインセンティブにもなりか ねないものと考えます。

販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役割を担うものであることから、そのネットワークの維持・活用を図るために、そのあり方について検討をしていくことが必要であり、その際には、手数料体系も含め、総合的に検討していくことが重要と考えますとさせていただいております。

続きまして、意見2-2-5をご覧ください。個人の方のご意見で、携帯電話端末に設定されている「頭金」というこの表現について、消費者の誤解を誘引しており禁止すべきである。「店舗手数料」などの消費者にとって、誤解のない語を使うべきであるといったご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、「頭金」という言葉が通常とは異なる意味で用いられることにより、利用者に誤解が生じていないか等、関連の状況について速やかに検証が進められることが必要と考えますとさせていただいております。

続きまして、5ページ、意見2-2-6でございます。KDDI株式会社、それから個人の方から、改正法適合契約への移行後も既往契約に係る違約金の規定の効力が及ぶことで

利用者に混乱が生じることは避けるべきというご意見をいただいております。

このご意見に対しましては、考え方にございますとおり、本報告書(案)に記載したとおり、事業者においては、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要であると考えます。

また、総務省においては、移行の状況などを継続的に注視し、移行促進のためのさらなる 対応の必要性について検討していくことが適当であると考えますとさせていただいており ます。

続きまして、意見2-2-7でございます。株式会社ジュピターテレコムから、コンテンツとのセット販売について、競争上影響のない範囲で自由度を確保すべきというご意見をいただいております。

これに対して、考え方でございますが、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等、 公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくこと が必要であると考えますとさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。意見2-2-8、ソフトバンク株式会社から、契約解除時に違約金等の追加コストが発生するものでなければ、「利用者の囲い込み」とは言えないというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、他のサービスの拘束力を用いた利用者の過度な囲い込みの懸念があること等が指摘されていることから、原案を維持することとしますとさせていただいております。

なお、本報告書に記載をしたとおり、総務省においては、利用者等の過度な囲い込み等、 公正な競争を阻害する要因の有無等について、事業者の取組を継続的に注視していくこと が必要であり、その際、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信 市場における動向についても確認していくことが適当であると考えますとさせていただい ております。

続きまして、意見2-2-9でございます。クアルコムジャパン合同会社、それからKDDI株式会社から、端末購入補助の上限が5G端末の普及に悪影響を及ぼすことを懸念。5G時代においては、事業者が自由に活動できる環境が必要というご意見をいただいております。

それに対する考え方でございますが、今般の制度整備におきましては、通信契約とセット で行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、当面、端末の値引き等に一定の上限 を定めるものであり、通信契約とセットではなく、通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売や通信契約と紐付かない端末単体販売については、端末代金の値引きについての制限はありません。今後、5G端末の普及に向けて、端末メーカや事業者等による端末自体の魅力の遡及や価格の低廉化が図られることが期待されますとさせていただいております。

続きまして、最終報告書(案)第2章「利用者料金に関する事項」の3、行き過ぎた囲い 込みの是正についてでございます。

7ページ下の意見2-3-2をご覧ください。こちら、個人の方のご意見でございますが、MNP予約番号発行の際に特別なポイントなど発行するなどの引き止め策は、MNPの趣旨をゆがめており禁止すべきであるというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、本研究会で4月に取りまとめた中間報告書におきましても、MNP手続の申込みを行う利用者に限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等の存在が確認されたことから、総務省において、引き続き状況を注視することが必要であると考えますとさせていただいております。

続きまして、9ページ、意見2-3-5をご覧ください。こちら、楽天モバイル株式会社から、 e S I Mの S I Mロックについてもガイドラインの規定の対象とすべきといったご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、現在、eSIMによる契約を提供しているのが一部の事業者に限られているため、SIMロック解除ガイドラインでは、eSIMについては対象に含まれておりません。

総務省においては、事業者による e S I Mによる契約の提供状況等、関連の状況を注視し、必要に応じて対応を検討することが適当であると考えますとさせていただいております。

続きまして、10ページをご覧ください。意見2-3-8でございます。楽天モバイル株式会社から、利用者の利便性を確保するため、事業者においては、より容易でわかりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められるとの方向性に賛成いたしますということで、賛同のご意見をいただいております。

続きまして、意見2-3-9、MNPのオンライン手続は最低限のプロセスで完了するようになっているというご意見をソフトバンク株式会社からいただいております。

これに対する考え方でございますが、手続煩瑣等の指摘もあるところ、利用者から見て、 より容易でわかりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくことが求められる ものと考えますとさせていただいております。 続きまして、意見2-3-10、KDDI株式会社から、MNP手数料はMNP手続を行う者にだけ負担を求めるべきというご意見をいただいております。

また、その下の意見2-3-11でございますが、楽天モバイル株式会社から、MNPを利用する者には手数料の負担をさせず、利用者全体が負担する仕組みとしていることも鑑み、早期に検討を進めていただき、また、制度整備を行っていただきたいというご意見をいただいております。

これらの意見に対する考え方でございますが、MNPに係るコストの負担のあり方については、MNP手続の改善とあわせて速やかに検討が進められることが必要と考えますとさせていただいております。

続きまして11ページ、意見2-3-12、手数料についての介入は過度な制限であり避けるべきというご意見をソフトバンク株式会社からいただいております。

こちらのご意見に対する考え方でございますが、小売料金については、各社の経営戦略にかかわるものであることはご意見のとおりですが、違約金やMNP手数料とともに、事業者変更の際にかかる金銭的コストであることから、総務省においては、利用者の事業者の乗換えコストとして総合的に確認していくことが求められると考えますとさせていただいております。

続きまして、意見2-3-14、個人の方のご意見でございますが、固定回線の違約金の 水準にも規律を設けるべきというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、今回、固定については、改正法の規律の外になりますが、総務省においては、利用者の過度な囲い込み等、公正な競争を阻害する要因の有無等について事業者の取組を継続的に注視していくことが必要であり、その際、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが適当であると考えますとさせていただいております。

続きまして、12ページをご覧ください。最終報告書(案)第2章「利用者料金に関する 事項」の5、端末市場の活性化については、賛同のご意見をいただいております。

続きまして、6、広告表示の適正化についてでございます。意見2-6-1にございます株式会社NTTドコモからの意見でございますが、通信サービスの利用者以外を対象に、端末のみの購入等を条件に利益の提供を行うことは禁止行為の対象外とされていますが、事業者及び販売代理店が端末のみの購入等を条件に利益の提供を行う場合は、利用者が特段の混乱なく、円滑に端末のみを購入等することができるよう、店頭広告等においてもその旨

が適切に表示されることが望ましいと考えますというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、通信契約とセットではなく、通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売や通信契約と紐づかない端末単体販売については、通信契約者以外も端末の購入が可能であることについて消費者が誤認をすることがないように、適切な表示等を行うことが必要だと考えますとさせていただいております。

続きまして意見2-6-2でございます。ソフトバンク株式会社から、広告の内容について過剰な規制は課せられるべきではないというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、表現行為である広告の内容についての規制は、必要 最小限であることが望ましく、自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。各携帯 電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において自主的な取組を行う予定であるこ とから、それらの取組の着実な実施が期待されるところであり、総務省において、その実施 状況等について注視していくことが適当であると考えますとさせていただいております。

続きまして、7改正法施行後の状況の評価・検証でございます。意見2-7-1でございますが、一般社団法人テレコムサービス協会から、市場の動向を踏まえ、適宜制度の見直しをすべきというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、ページをおめくりいただきまして、14ページ、ご 指摘のMVNOの事業活動へ与える影響、モバイル市場における新たな潮流などを含め、改 正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などにつ いて評価・検証を行い、その結果を踏まえて、今般の制度整備の内容などの見直しの必要性 について検討することとしていますとさせていただいております。

続きまして、意見2-7-2、クアルコムジャパン合同会社から、評価・検証に当たっては、端末部品メーカからもヒアリングを行うべきというご意見をいただいております。

こちらについては、評価・検証の方向性に対するご賛同の意見として承ります。また、評価・検証に当たっては、幅広い関係者の意見を踏まえ、また、国内のみならず海外における 状況も参考としつつ、総合的に行うことが重要と考えます。

今般の制度整備により、通信・端末それぞれの市場での競争がより働くようになり、今後、 5 G端末の普及に向けて、端末メーカや事業者等による端末自体の魅力の訴求や価格の低 廉化が図られることが期待されますとさせていただいております。

続きまして、意見2-7-3、ソフトバンク株式会社、そしてKDDI株式会社から、報告規則等の報告項目を随時見直すべきというご意見をいただいております。

これに対する考え方として、総務省は、評価・検証に当たり、必要な情報の報告を受ける ために報告規則が改正されています。

総務省においては、事業者からの報告を受けたデータを適切に活用することが求められると考えますとさせていただいております。

続きまして、意見2-7-4、評価・検証は通信品質の観点も含めて行われるべきという ご意見をソフトバンク株式会社からいただいております。

これに対する考え方でございますが、評価・検証については、多角的な観点から行うもの が望ましいものと考えます。

なお、通信料金の国際比較について、通信品質を基準の一つとして考慮するという考え方はあり得る一方で、国によって地理的条件等が異なること、事業者みずからの判断に基づき、おのおのの通信品質によりサービスを提供していること、また、これらの違いを加味して客観的に料金を比較する方法が国際的にも確立していないことなどから、通信品質を通信料金比較に直ちに反映し得るものではないと考えますとさせていただいております。

意見2-7-5、ソフトバンク株式会社から、事業者の改善策の効果を検証する十分な時間を設けるべきというご意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、変化の激しいモバイル市場においては、利用者利益 の保護や競争環境への悪影響を与えるおそれがあるものへの対処のために、迅速に対応が 必要な場面があるものと考えます。

今般の制度整備に関しましては、本研究会で昨年1月に取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」において、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当であることとしたことも踏まえ、迅速な対応が行われたものと承知しています。

なお、総務省では、今後、評価・検証を行うこととしており、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うことが適当と考えますとさせていただいております。

【茅野料金サービス課課長補佐】 続きまして、第3章「事業者間の競争条件に関する事項」の関係でございます。まず、5G導入当初における課題ということで、MVNOへの機能開放時期の関係でございます。

これにつきましては、まず、一般社団法人テレコムサービス協会、株式会社オプテージから賛同であり、二種指定事業者と同時期に5Gサービスを開始できるよう対応を注視して

いただきたいといったご意見がございました。

これにつきましては、二種指定事業者の対応を注視し、課題等がある場合は必要な措置を 講じていくことが適当としてございます。

18ページでございます。株式会社NTTドコモから、MVNOに対し、十分な余裕を持ったスケジュールで情報提供を実施中といったご意見がございました。

これにつきましては、総務省からの要請後、情報提供の充実が図られたと考えますが、具体的な提供開始時期等、情報提供がまだ行われていない事項もあり、必ずしも十分な情報提供が行われているとは言えないのではないか、引き続き注視していくことが適当としてございます。

続きまして、②接続料の設定方法でございます。ソフトバンク株式会社からは、4G・5G一体の接続料設定に賛同とのことでございます。その下の株式会社NTTドコモからは、4G・5G一体の接続料と4G単独接続料の差額の検証ということですけれども、その推計は困難というご意見でございます。

これにつきましては、4G・5G一体の接続料は、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすので検証が必要としてございます。

データの推計方法につきましては、まずは、MNOにおいて検討して、総務省に相談する ことが適当としてございます。

続きまして、KDDI株式会社からは、検証結果によって4G単独接続料の設定の義務化がされることは公平性を欠くといったご意見でございます。

これにつきましては、考え方ですが、4G・5G一体接続料は、検証の結果、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすとの判断に至った場合は、MNOにおいて4G・5G一体での機能開放と、4G単独での機能開放を選択できるようにすることが適当としてございます。

4 G単独と 4 G・5 G 一体では提供する機能が異なることから、一物二価といったご指摘は当たらないと考えますが、4 G・5 G 一体での機能開放と 4 G 単独での機能開放を選択できるようにすることを検討する際は、どのようなデメリットがあるのかを検討することが適当としてございます。

続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会から、検証の結果、4G単独接続料を設定することに賛同であり、検証結果を可能な限り公開してほしいという要望でございます。 こちらにつきましては、5Gの接続料への影響等に係るMVNOへの情報提供につきましては、まずは二種指定事業者から適切な説明がなされるべきであり、その旨、要請を行う ことが適当としてございます。

その下、株式会社オプテージからも同様の意見でございます。

その下、ソフトバンク株式会社からは、5 G導入による接続料への影響は小さいといった ご指摘でございます。

これにつきましては、その一体の接続料がどの程度高額になるのか検証が必要と、ご指摘の影響が小さいということについてご参考として承りますとしてございます。

続きまして、③MNOによる他のMNOネットワークの利用、情報の目的外利用の防止の件でございます。

KDDI株式会社からは、MNOによる他のMNOネットワークの利用につきまして、整備競争の阻害等につながる具体的な事案が生じているのか注視していくことに賛同といったご意見がございます。

その下の株式会社NTTドコモからは、注視するだけではなく、速やかに接続拒否事由に 位置づけることが適当といったご意見でございます。

これにつきましては、サービス競争と設備競争のバランスを図る観点から、接続ルール答申における整理と同様の考え方で整理することとし、設備競争の阻害される具体的な事案が生じているのか注視していくことが適当と、その旨、ガイドラインに記載することが適当といった考え方にしてございます。

その下、ソフトバンク株式会社からも同様に、何らかのルールが必要といった意見でございます。

その下、株式会社オプテージからのご意見は、接続で入手した関連情報の目的外利用の防止の件について、防止の徹底に賛同といったご意見でございます。

テレコムサービス協会からは、賛同ということに加えて、MNO小売部門におけるMVN O情報の利用も防止されるべき、あるいは、その禁止行為規制の対象を拡大すべきといった 意見がございます。MNO小売部門におけるMVNO情報の利用も目的外利用に当たるの ではないかということでございます。

また、第30条の禁止行為規制の拡大ということですけども、慎重な検討を要するとして ございます。

2 2ページでございます。ソフトバンク株式会社からは、5 Gの導入により、情報の目的 外利用が起こりやすくなるということは想定されないといったご意見でございます。

これにつきましては、5G時代においては、MNO、MVNO双方が新しい技術、新しい

サービスの持ち寄るということで、不当な競争が引き起こされる可能性があるということ で、情報の目的外利用の防止を徹底することが適当としてございます。

その下、④その他ということで、こちらは、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から、 地域MNOによる全国MNOのネットワーク利用における相互接続ルールを強化すべきと いった趣旨のご指摘でございます。

これにつきましては、総務省において、今後のローカル5Gの普及状況、事業者間協議の 進展状況、事業者からの具体的なニーズ等を注視しつつ、公正な競争環境の確保の観点から 検討していくことが望ましいとしてございます。

23ページ目、本格的な5G時代における課題についてでございます。一般社団法人テレコムサービス協会からは、最終報告書(案)で示された方向性は、5G時代にMVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることに資するものであり、賛同といったご意見でございます。

その下、24ページにかけて、株式会社NTTドコモからの意見でございます。APIを利用する形態等を本報告書(案)で提言しているわけですけども、将来技術に画一的で硬直的な規制を課すことになると、将来技術について議論を先回りして行うべきではないといったご指摘でございます。

これにつきましては、ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化など、モバイル市場に おける公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、 適切な時期に検討を行い、必要な措置を講じないと機能開放に支障が生じ、公正な競争関係 が損なわれることになるとしてございます。

総務省において、2020年春以降、検討を深めていくことが適当としてございます。

その次、MVNOに期待される役割につきまして、KDDI株式会社からは、制度の検討に当たっては、事業者の新たな創意工夫を妨げることがないよう留意することが重要といった意見でございます。

こちらにつきましては、ご指摘のとおり、公正競争の確保に向けた検討では、新たな創意 工夫、イノベーションの進展に留意しつつ進めることが適当としてございます。

その下、APIを利用する形態による機能開放の実現についてでございます。株式会社オプテージからは賛同であり、5G時代においては、卸役務に関する制度的措置の導入が必要といったご意見がなされております。

これにつきましては、卸役務に関する検討ということにつきましては、総務省において検

討を深めることが適当としており、その中で検討が行われることが適当としてございます。 その下、ソフトバンク株式会社からは、MVNOへの機能開放について、極力広い範囲で の機能開放を前提とせず、まずは必要性・重要性の高い機能から整理を行うべきといったご 指摘でございます。

こちらにつきましては、機能開放は、より高いサービス設計の自由度を確保する観点から は極力広い範囲で行われることが適当としています。

一方で、検討の効果的な進め方としては、ご指摘のような、例えば、まずは必要性・重要性の高い機能から整理していくといった方法も一つの選択肢としてございます。

こうした検討の進め方についても議論が行われることが適当としてございます。

続きまして、KDDI株式会社からは、MVNOの機能開放は、標準化の動向等を見据えつつ、設備投資等に係るインセンティブに配慮し、事業者間協議を尊重し、必要に応じて検討を行うべきといったご意見でございます。

こちらにつきましては、先ほどと同様、適切な時期に適切な検討を行い、必要な措置を講 じる必要性を書いてございます。

標準化の動向等を見据えることは重要と考えますが、「必要に応じて」検討するのではな く、着実に検討を進めていくことが適当としてございます。

③コアネットワーク構築による機能開放の実現でございます。MVNO自らがコアネットワークを構築するような機能開放の実現というような話でございます。

ソフトバンク株式会社からは、セキュリティリスク等を勘案し、慎重に議論を進めるべき といったご意見でございます。

こちらにつきましては、5Gの特徴を生かした付加価値の高い新たなサービスをサービス設計の高い自由度が確保された状態で提供するようにするためには、MVNOがコアネットワークを自ら構築し、それを形態によっても機能開放が実現されることが適当とし、そのために必要なルール整備について検討を深める必要があるとしてございます。ご指摘のさまざまなリスクについての検討もその一環で行われるべきとしてございます。

KDDI株式会社からは、先ほどと同様、必要に応じて検討を行うべきといったご意見で ございます。

続きまして、規律対象でございます。こちらも、KDDI株式会社から必要に応じて検討を行うべきといったご意見でございます。考え方は同様でございます。

ソフトバンク株式会社からは、一律的な接続による開放義務を前提するのではなく、まず

は卸を前提とした事業者間協議を基本とするのが適当といったご意見がなされております。 これにつきましては、二種指定制度は、設備の接続を規律の対象としているところ、本格 的な5G時代においては、接続の様態に変化が生じる結果、場合によっては、規律の対象と ならない形態が生じる可能性があること。

また、二種指定制度は、自ら設置する設備を規律の対象としているところ、本格的な5G時代においては、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定され、機能開放が現行の比率の対象にならない可能性があるとした上で、公正な競争環境を引き続き確保するためには、このような形態についても規律の対象になるような制度のあり方について検討を深める必要があるとしてございます。

続きまして、接続料の設定方法でございます。こちらもKDDI株式会社から、必要に応じて検討を行うべきといったご意見で、考え方は同様でございます。

検証の着実な実施につきましても、KDDI株式会社から、必要に応じて検討を行うべき といったご意見でございます。

28ページでございます。3、eSIMの普及への対応ということでございます。こちらにつきましては、一般社団法人テレコムサービス協会、株式会社オプテージから、RSP(リモートSIMプロビジョニング機能)について、ガイドラインの「開放を促進すべき機能」に位置づけることに賛同といったご意見でございます。

こちらにつきましては、ガイドラインに位置づけるとともに、協議が着実に進むよう、協議の状況について報告を求め、注視し、課題が生じている場合は、制度的な措置を含め対応を行うことが適当としてございます。

意見3-3-2でございます。ソフトバンク株式会社から、MNOはスマホ向けの e S I Mサービスを未提供であり、RSPの機能開放が適当とすることは時期尚早というご意見でございます。

こちらにつきましては、RSPに係る機能開放は、HLR/HSSを自ら構築しなくても eSIMサービスの実証を可能とするとしています。

一方で、世界的なeSIMの普及動向を踏まえれば、MVNOにおけるeSIMサービス 実施を可能とすることは公正競争環境の整備等の観点から極めて重要。したがって、二種指 定事業者自らがRSPによりeSIMサービスを提供する場合は、サービスに応じてRS Pの機能開放が行われることが適当としてございます。

なお、総務省において、海外における e S I M搭載端末の普及動向や対応通信事業者の状

況を注視し、二種指定事業者におけるスマホ向けの e S I Mサービスの提供について適時 適切に検討を行い、必要な対応を行うことが適当としてございます。

株式会社NTTドコモからは、クローンSIMの問題があるというふうなご指摘でございます。

セキュリティの確保等についても、「開放を促進すべき機能」に位置づけて検討すること が適当である旨を記載してございます。

ソフトバンク株式会社からは、「開放を促進すべき機能」と位置づけるのは拙速である、「開放を促進すべき機能」の要件を満たしていない、自社設備を用いないRSPは位置づけるべきではないといったご意見でございます。

拙速とのご指摘については、先ほどの考え方と同様でございます。30ページにいきますと、「開放を促進すべき機能」の要件を満たしていないというご指摘につきましては、必要性・重要性の高いサービスである。また、技術的な実現可能性もあるといったことで、要件を満たしているのではないかとしてございます。

また、その自社設備でないRSPということにつきましては、MVNOへの機能開放に向けた大きな課題というふうに考えられ、協議を促進すべきとしてございます。

KDDI株式会社からは、セキュリティ等検討すべき課題が多々あるということで、時期 尚早ということですけども、先ほどの考え方と同様でございます。

31ページ、ソフトバンク株式会社からは、eSIMの協議状況の報告は、少なくともサービス提供開始後ということですけれども、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当。具体的な報告のあり方については、総務省において検討すべきとしてございます。

その下、楽天モバイル株式会社からは、携帯電話の契約時の本人確認のあり方についての 検討についてのご指摘でございます。

こちらにつきましては、携帯電話契約時における本人確認方法につきまして、厳格な本人確認が求められるようになった背景も踏まえつつ、関連機関との協議のもとで適切なあり 方の検討を行うことが適当ということで、総務省において、施策の参考とすることが適当と してございます。

32ページでございます。こちらは、接続料算定の適正性・透明性の向上等ということで、 中間報告書の指摘への対応でございます。最初に、株式会社オプテージ、一般社団法人テレ コムサービス協会から、将来減価方式の導入、それから、全国BWA事業者の二種指定、音 声卸料金の適正性の検討につきまして賛同である。ただ、セルラーLPWAとネットワーク 利用同等性確保に向けた検証についても、早期に議論を進めるべきといったご意見でございます。

後者につきましては、包括的検証最終答申を受けた取り組みを注視した上で、他の状況を 踏まえつつ、引き続き必要な検討が行われることが適当としてございます。

続きまして、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社から、将来原価方式の予測値の算定方法の検証についてのご意見でございます。単年度で乖離が生じることをもって、拙速に所要の取り組みを進めることは避けるべきということでございます。

こちらにつきましては、接続料の算定に関する研究会第三次報告書で指摘されているとおり、予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えるということで、審議会への報告等を通じて継続的な検証を行って、適正性を高めるための所要の取り組みを行うことが適当としてございます。

33ページでございます。KDDI株式会社、それからその下、株式会社NTTドコモ、 そして、ソフトバンク株式会社、音声卸料金の適正性検証についてのご指摘でございます。

こちらにつきましては、接続料の算定等に関する研究会において検討が行われることが 適当としてございます。

34ページから35ページにかけまして、モバイル検討会フォローアップにつきまして、 株式会社オプテージ、一般社団法人テレコムサービス協会から賛同というご意見がござい ます。

「おわりに」の部分につきましても、一般社団法人テレコムサービス協会から賛同というご意見でございます。

「その他」ということで、個人の皆様からのご意見でございます。何点かご紹介申し上げますと、個人2の方につきましては、3) e S I Mに対応したキャリアの数が少ないということでご指摘がございました。こちらは先ほどのような考え方を示してございます。

飛びまして、38ページ、個人10の方からは、代理店における利用者の対応についてご 指摘がありました。参考として承るとしてございます。

個人13の方からは、略称規定の正しい使い方等のご指摘をいただいてございます。こちらにつきましては報告書の記載を修正してございます。

意見募集の結果は以上でございます。

これを受けまして、報告書ですけども、資料2でございます。技術的な修正を中心に修正

したところは青塗りで示してございますので、ご確認いただければと思います。

【新美座長】 ご説明ありがとうございます。

それでは、パブコメに対する考え方及び最終報告書(案)についてご説明いただきましたが、これに対するご質問、あるいは、コメントがございましたら、ご発言をよろしくお願いします。

長田構成員、どうぞ。

【長田構成員】 パブリックコメントに対する考え方、それから、この報告書そのものについて何か修正をという意見ではないんですが、この報告書にもありますように、モバイル市場の現在の環境は、これまで24回この研究会で議論してきて、法律も改正されたけれども、まだまだいっぱい課題があるなと最近また強く思っています。だから、今後この検討はやっぱり続けていかなければいけないなということを実感している一つの例として、今回発表されたauの「かえトクプログラム」というプランについて意見を申し上げたいと思っています。

9万6,600円の端末を24回払いで6万480円の支払い。でも1年でしたか、使用したら、買換えすれば残りの残債は払わなくていい。3万8,640円は払わなくていいですというようなプランだと思うのですが、結局、端末は回収されてしまう状況の中で、そこで本当は下取り価格が発生するところを、端末は回収しますと説明には書いてありますが下取りしますとは書いていない。ということは、その価格も含めて、実は3万8,640円払わなくてもいいと言われている。しかし、その中には、実は一般的な下取り価格は当然、払われるべきものが入っているわけで、決してその金額ではないと思うんですけれども、これは前の「アップグレードプログラム」と何が違うのか。対象の端末が広がりましたとは書いてありましたけども、あれだけこの話もしたのに、何で変わっていないのかなと思ったりいたしておりますので、今後もこういう場が必要だなと強く思いました。

【新美座長】 ありがとうございます。最近の状況を踏まえてのコメントだと思います。 ほかにご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくお願いします。

それでは、西村構成員、お願いします。

【西村(真)構成員】 報告書について修正を求めるという話ではないんですが、意見募集結果の15ページの意見2-7-3というところで、報告規則等の報告項目を随時見直すべきというご意見を読んで、確かにたくさん事業者さんは報告する項目があって大変だなと思うんですが、法律のほうも大きく変わっておりますので、ぜひ効果の検証という意味

も含めまして、ご協力いただきたいなということを思っています。 以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。この点も今後の施策を考える上で重要なコメント だと思います。

ほかにご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願い申し上げます。いかがでしょうか。 じゃあ、北構成員、ございましたらお願いします。

【北構成員】 言いたいことはたくさんあるんですが、限定して発言をしたいと思います。この意見募集結果の4ページのところです。ソフトバンクからの「販売代理店への手数料体系は営業戦略で、事業者の自由な事業活動を阻害すべきではない」という意見ですが、皆さんご存じのように、先週、先々週、東洋経済オンラインにソフトバンクの、おそらく本物の手数料体系が掲載されました。その評価ラダーを見る限り、おそらくショップのスタッフがお客様に対して、誠実に、お客様に必要十分なサービス、あるいは、適切な料金プランを売ろうとしても、それでは評価が上がらないため、より上位のプランや、本来必要でないオプション等を無理に販売せざるを得ない状況に追い込んでいるのではないか。先週発表された強制閉店の記事もあわせて読むと、評価を高めないと店を強制的に閉められるという恐怖から、ショップスタッフは適合性の原則に反する販売を強いられているのではないかと思います。

私が何年も前からずっと言い続けていることですが、手数料体系というものはまさにキャリアさんにとって最重要の営業戦略そのもの、代理店へのメッセージそのものであって、代理店にとっても、その数字を上げることが全てという中で、もし記事で紹介されているようなことが事実なのであるとすれば、総務省において幾つかの観点から、例えば、適合性の原則に反する販売を強いているかもしれないという消費者保護の観点、数字を上げるために過度な販売をしているということは、携帯電話業界における競争をゆがめている可能性があるという観点などから、検証する必要があると思います。不誠実な販売をして数字を上げた代理店が愛でられて、歯を食いしばって誠実な販売をする代理店が撤退する。これは悪貨が良貨を駆逐する世界そのものであって、そんなことは許されないと思うんです。これを総務省で検討するのかどうか。公正取引委員会とも連携して、本当に誠実に真面目に、現場でお客様に対して一生懸命接客しているスタッフがたくさんいるわけですから、そのスタッフたちが涙を流さないような仕組みを整備しない限り、消費者からの苦情相談は減りませんし、そんなにデータを使わないのに上位のプランを契約させられるということは、料金

のミスマッチにつながり、それが結局、通信料金が高いという意見にもつながるわけですから、ここはぜひ谷脇局長がいる間にしっかり対応していくべきではないかと思います。 以上でございます。

【新美座長】 最近の報道を前提にしたお話ですが、北構成員はずっと前から、そのあたりをきちんとすべきだということをご指摘されてきましたが、これについて、ほかの方で何かコメントがあればと思います。公正取引委員会の話については、オンゴーイングの事案で、個別事案にコメントを求められても困ると思いますので、これは座長の権限で後ほど別の機会でということにさせていただきます。

では、北構成員が非常に重要な問題であり、今後ともきちんとウォッチしていかなければいけないということで、今回の報告書そのものの中にはそこまでは踏み込んでおりませんが、大事なコメントとして扱いたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございましたら、どうぞよろしくお願いします。

では、長田構成員。

【長田構成員】 今の北構成員の意見に賛成します。いろいろ過去を考えてみると、そういう課題を抱えていた業界はほかにもあると思います。生保業界なんかもやっぱりそうでしたし、そういうところがどういう改善策をとってきたかという、学ぶべきところはあると思いますので、ぜひ総務省もそういう調査もしていただけるといいなと思います。

以上です。

【新美座長】 あとはほかにございませんでしょうか。

それでは、大橋構成員、お願いします。

【大橋構成員】 まず、これだけ意見募集に対して丁寧にご回答をつくっていただいてありがとうございます。

1点、前段のところで思うところですけど、既に構成員からもご意見ありましたが、事業者から、バンドルが消費者の最適な選択をゆがめているという発言も見られたところがあり、これについて、こういうことも見るがゆえに報告書集でデータをしっかりとって検証するという流れになっているのかもしれないと思っていますけれども、いろいろ競争が移り変わる中で、どうしたデータを見ていくべきかということも変わっていくかと思いますが、ここのあたりはしっかり見ていくべきなのと、また、先ほど北構成員から公取の話があったのでつけ加えると、バンドル・ディスカウントみたいなことというのは、昔、論点として報告書を出したこともあり、それを深めなきゃいけない時点でもあるとは思いますけれども、

そうしたところと連携してしっかり検証はしていかないと、これは事業者さんの懸念でも あるから、していかないといけないのかなという思いです。

以上です。ありがとうございます。

【新美座長】 ありがとうございます。今後の検討の大きな課題だというご指摘をいただきました。ほかにございませんでしょうか。そろそろ時間も迫っていますので、まだお話しになっていない構成員に一言ずつお願いできればと思います。

大谷構成員、いかがですか。

【大谷構成員】 これまでの長い検討の成果に応える形で、事業者も今までの事業スタイルをかなり見直してきていただいていますが、この意見の中にも含まれていましたように、まだ道半ばのところがあって、さらにこれからよくなっていくことが今後期待できるのではないかと思います。そして、その検討の中で、今、北構成員が述べられたような新たな問題点も、古くからの問題点ではありますけれども、改めて取り組むような環境がより整備されてきたということ、これまでの検討にかかわった事務局、そして事業者のさまざまなレポートを出してくださった皆様のご努力の成果だと思いますので、感謝申し上げたいと思います。

今後、5 G時代ということで、新たなサービス、e S I Mなどについても、MVNOに対しての機能開放などについて、改めて、この研究会の最終報告にも、かなり紙幅を割いて述べられているところでございます。MNOの方などが懸念されているセキュリティ上の課題などについても、我々で気がつく限りのことは述べさせていただいていますが、今後、MVNOとMNOが協議する上で、いつも協議がなかなか進まないのは、その必要性とか重要性といったことについて、わかるとか、わからないとかといったことで検討が暗礁に乗り上げるということが、これまでにも複数回見られてきましたので、この、e S I Mについては、利用者が e S I Mを用いたサービスを利用できる環境が整えられるようにという観点から、MVNOも含めた機能開放の実現について、MNOとの協議が円滑に進むような後押しをこれから進めていくことが必要なのではないかと思っております。

そのためにも、MNOさんが気づいていらっしゃるさまざまな課題について、どう解決するのが適切なのか、MNOさんなりの解決策をお持ちだと思いますので、率直に出しあって、今後の迅速な推進が進められるようにご協力をいただければと思っているところでございます。

そのほかにも、5 Gのまだ見えていないところについて、イノベーションと、そして公正

競争環境の両立といったこと、難しいテーマにかかわっていく必要がありますけれども、市場の動向を正確に常に把握することができるような指標、データといったものを常に総務省のほうにご提供いただけるように、事業者のさらなるご努力をお願いしたいと思います。 どうもありがとうございました。

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、関口構成員、よろしくお願いします。

【関口構成員】 今回の取りまとめについては、基本的に私も賛同しております。先ほど 北構成員からもお話がありましたけれども、代理店をめぐっては、他のMVO系の代理店で 低利用のユーザに対して、あまりきれいな言葉じゃない言葉で、決めつけるような言葉がニ ュースを賑わせておりまして、あんな言葉を考えると、もう少ししっかりした規律を総務省 としても考えていかなきゃいけないなという印象を持ちましたので、北構成員のご意見に 賛同いたします。

接続関係のほうの意見が少なかったので、2点ほど。

1つは、資料1の19ページのところで、4G、5Gの接続料が、とりあえずノンスタンドアロンでやっている間は合算で認めるということを原則として、4G単体だと幾らかという検証は総務省内でやると。その多寡によっては4G単体の設定を求めていくということが意見3-1-2-4のあたりで出てきたわけですけれども、ここは当初の報告書案から少し言葉を緩めて、この検証の結果、あまりにも5Gの部分の投資が料金に大きく響くようであれば、その場合にはMVNOさんの中に4G単体でご要望があり得ることから、4G単体の単価設定も求めていくということでしたので、このような考え方の表現で私はよろしいと思っております。

それから、もう一点については、33ページのところで、モバイル音声サービスの卸料金の見直しについて、ここは考え方の中で、接続料の算定等に関する研究会において検討が行われているということで、私もその中の一員なので、やらなきゃいけないんですけども、ここについては、既に日本通信とNTTドコモとの間の裁定に対して、今、大臣裁定案が既に提示されております。少なくとも音声卸については、2011年から9年間、全く料金が下がらなかったのです。今までの音声卸の料金というのは小売料金に一定の率を掛けた値段で卸していくという考え方にずっと従ってきたわけですが、大臣裁定案の提示しているところというのは、コストベースで、設備コストに広告費等のコストと報酬を加えた額を評価するという提案でありまして、これは非常に大きな展開になろうかというふうに思っていま

す。ここについては、今後の接続料研究会の進捗を注視いただければと思っています。 以上です。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

構成員の皆様方、積極的にご議論いただきました。考え方及び最終報告書(案)については、特に修正すべき点、あるいは、反対であるというご意見はなかったと思いますので、表現等の軽微な点につきましては、事務局とともに私のほうで訂正いたしますが、基本的に資料1及び資料2のとおりに取りまとめることにしたいと存じますが、構成員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、これまで構成員の皆様においては、積極的かつ精力的にご議論いただきました ことを感謝申し上げます。

取りまとめに当たりましては、座長として進行役を務めてきた立場から、一言コメントを させていただきたいと思います。

既に皆様ご存じのように、モバイル市場につきまして、本研究会では、ユーザが多様なサービスを、リーズナブルな料金で利用することができるように、そういった環境を整備するということで議論を進めてきたわけであります。とりわけ利用者料金を中心とした、その他の提供条件というのを一つの柱、それから、もう一つは、事業者間の競争条件というのをもう一つの柱にして検討を進めてきました。たびたびご紹介申し上げますように、16カ月24回にわたって、かなりハイペースでご議論をいただいてきたところでございます。そして2019年の1月におきましては、通信料金とか端末代金の完全分離等を含んだ緊急提言を取りまとめてきたところでございます。また、同年4月にはモバイル接続料における将来原価方式の導入等を盛り込んだ中間報告書を取りまとめました。

今般、改正電気通信事業法の施行後の課題として、5 G時代におけるMVNOへの機能開放に係る課題について、また最終報告書として、今後、取り組むべき重要な事項を取りまとめたところでございます。今後とも各方面において必要な対応が迅速に行われることを期待しております。

また、モバイル市場におきましては、今後も技術が極めて急速に発展して、それに伴いまして、料金とかサービスが、急激に変化することが予想されるところでございます。引き続き、多様なサービスが低廉な料金で提供されるような継続的な議論が望まれるところでご

ざいます。

なお、この間、私、座長をしていつもこれを何とかしなきゃいけないなと思いますのは、 今日の議論、パブコメの意見でも出ておりましたが、市場における自由な競争と公正な競争 というのが、ある意味で二項概念で出てきております。ただ、市場における自由な競争とい うのが、何の制約もない自由な競争なのかということをもう少し見ておく必要があると思 います。自由競争、あるいは、市場経済というのは、完全な情報のもとで、プレーヤーが自 由な意思決定ができるという大前提のもとでの自由競争が望ましいんだという、これは皆 さん、私以上に経済学には詳しいと思いますので、そういう前提があるときに、現実の世の 中は完全情報はあり得ないし、完全に自由な意思決定ができるということもあり得ないと。 そこで、社会的に見てさまざまなルールをつくりましょうということになっているんだと 思います。それが、いわゆる、公正競争ということだと思います。

ですから、自由競争と公正競争というのは二項対立ではなくて、完全情報かつ自由な意思 決定ができない現実を踏まえた上で、できるだけそれに近づけるようなルール設定をしま しょうと。それが公正競争だと思いますので、今後のご議論の中でも、どういうところで現 実が完全情報で、どういう点で完全情報でないのか。どういう点で自由な意思決定がしづら い状況にあるのか。そういうことを踏まえながらルールを考えていけたらと思って進行役 を務めてきたわけでございます。

今般、皆様方のご承認をいただきました最終報告書というのは、それに向けた極めて大きな一歩になるかと思いますし、先ほど申し上げましたように、今後とも急激な状況変化があると思いますが、ぜひこれまでの議論を踏まえた上で、新たな状況に対応していっていただけますようお願い申し上げて、私のコメントということにしたいと思います。少し長くなりましたが、コメントをさせていただきました。

それでは、最後に、総務省総合通信基盤局長の谷脇さんからコメントをお願いします。

【谷脇総合通信基盤局長】 谷脇でございます。本日は、最終報告書のお取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございます。新美座長をはじめ構成員の皆様におかれましては、2018年10月以降、今日が24回目ということでございますけれども、基本的にはやっぱり利用者の立場に立って市場を活性化、あるいは、改革をしていくということで、緊急提言、それから、中間報告書、そして本日、最終報告書をお取りまとめいただいたわけでございます。

この間、通信料金と端末代金の完全分離ですとか、行き過ぎた囲い込みの是正といった内

容の電気通信事業法の改正も行わせていただきました。また、モバイル接続料における将来 原価方式の導入についても実現の方向に向かっておりますし、モバイル市場における競争 環境の整備というものが、一定程度、前進はしたかなと思っております。

ただ、今後も市場環境は大きく変わってまいります。今後の5Gサービスの開始ですとか、 それから、MNOとしての4社目の参入ですとか、公正競争環境の中でしっかりと一層の競 争をしていただいて、その成果を利用者の方に実感していただけるような、そういった形に なっていくことを、私どもとしても期待しております。

最終報告書でご指摘をいただきましたように、電気通信市場検証会議のもとで改正法の施行後の評価・検証として、その効果をしっかりと検証していくとともに、残された課題、新たに出てきた課題も含めということでございますけれども、もう1段ギアを上げた形で、検討をぜひよろしくお願いしたいと考えております。

あわせて、今日も議論がございましたけれども、5 G時代におけるMVNOへの機能開放に関する課題の検討等につきましても、必要な取り組みを、着実かつ速やかに、遅滞なく実施をしてまいりたいと考えております。構成員の皆様におかれましては、これまでのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【新美座長】 谷脇局長、ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等ございましたら、よろしくお願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 本日の会合を踏まえまして、資料1及び資料2につきまして、後日公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了いたしました。以上でモバイル市場の競争環境に関する研究会の議事を全て終了とさせていただきたいと思います。本日、また、これまでの長い期間のご議論、どうもありがとうございました。

以上